

令和7年1月25日

広島市佐伯区民文化センター施設利用サービスの取扱いについて

令和7年3月31日(月)で、(公財)広島市文化財団は広島市佐伯区民文化センターの指定管理者を終了することとなりました。

これに伴いこれまで当財団で行っておりました下記のサービスについては3月30日(日)をもって終了いたします。

また、施設予約受付については3月30日(日)21時をもって一旦終了します。

(令和7年4月1日以降は新しい指定管理者が予約を承ります)

なお、令和7年4月1日以降の指定管理者は現在決定しておりませんが、広島市議会定例会において今年度中に新しい指定管理者が決定される予定です。

1 施設利用料金の割引

施設	内容
ホール	客席使用不可等を条件に1/3に割引
大広間	5,650円(3時間)を3,220円(3時間)に割引

2 附属設備利用料金利用料金の割引、無料化

施設・附属設備		割引料金	条例料金
コントラバス椅子	ホール	0円	100円(1区分)
ビデオレコーダー	大会議室	640円 (一式)	640円(3時間)
教材提示装置	大会議室		640円(3時間)
カセットデッキ	大会議室	300円 (一式)	300円(3時間)
プレーヤー	大会議室		300円(3時間)
ステレオ装置	音楽室	0円	640円(3時間)

3 その他サービス

- ・コピーサービス
- ・FAXサービス
- ・プレイガイドサービス
- ・Wi-Fiサービス(館内無線LAN)